

平川市業務委託契約等最低制限価格制度実施要領

令和3年3月22日
告示第58号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、競争入札にあたって最低制限価格(予定価格(消費税及び地方消費税を含む。以下「税込み」という。))の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。)を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この要領において「請負契約」とは、建設工事の請負契約以外の請負契約をいう。

3 この要領において「業務委託契約等」とは、次の各号に掲げる契約をいう。

- (1) 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る請負契約
- (2) 警備及び清掃業務に係る請負契約(機械警備業務を除く。)
- (3) 製造の請負契約
- (4) 前3号以外の請負契約

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、市が発注する業務委託契約等に係る競争入札で、予定価格(税込み)が1,000,000円(予定価格(税込み))を、月額で定める場合は年額相当の執行予定金額が1,000,000円、単価で定める場合は予定価格に予定数量を乗じて得た額が1,000,000円)を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、第2条第3項各号に掲げる契約ごとに次に掲げる額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 第2条第3項第1号の契約 別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜き」という。)の算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額。ただし、測量に係る契約については、当該合計額の予定価格(税抜き)

に対する割合が100分の82を超える場合にあっては100分の82を、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、当該合計額の予定価格（税抜き）に対する割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81を、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を、地質調査業務に係る契約については、当該合計額の予定価格（税抜き）に対する割合が100分の85を超える場合にあっては100分の85を、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を、それぞれ予定価格（税抜き）に乗じて得た額

(2) 第2条第3項第2号の契約 予定価格（税抜き）に100分の85を乗じて得た額

(3) 第2条第3項第3号の契約 予定価格（税抜き）に100分の70を乗じて得た額

(4) 第2条第3項第4号の契約 予定価格（税抜き）に100分の65を乗じて得た額

2 前項第1号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100分の65から100分の81まで（測量にあっては100分の65から100分の82まで、地質調査業務にあっては100分の65から100分の85まで）の範囲内で適宜の割合とする。

（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みしたものを落札者（一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の有無を審査する入札については落札候補者）とする。

（入札執行回数）

第6条 一般競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。ただし、予定価格を入札後に公表する案件で、落札者若しくは落札候補者がいない場合に限り2回まで行うことができるものとする。

2 指名競争入札を実施する案件で、落札者がいない場合の入札執行回数は3回まで行うことができるものとする。

（最低制限価格の周知）

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告される入札は、なお従前の例による。

附 則 (令和6年7月12日告示第154号)

この告示は、令和6年7月12日から施行し、同日以降公告される入札について適用する。

3 この告示の施行の日前に公告される入札は、なお従前の例による。

附 則 (令和7年4月30日告示第90号)

この告示は、令和7年5月1日から施行し、同日以降公告される入札について適用する。

別表（第4条第1項関係）

業種区分		①	②	③	④
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額	
建設コンサルタント業務					
	建築関係	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
	土木関係	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務		直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

※①の欄から④の欄の各算出額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。